

各指定障害児通所支援事業者 代表者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

児童発達支援管理責任者の実務経験の取扱いについて

日頃は、本市福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

みだしのことにつきまして、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（H24. 3. 30 厚労省告示第 23 号：H30. 3. 30 厚労省告示第 180 号改正現在）」（以下「児発管告示」という。）について、平成 31 年 4 月 1 日より、本市として下記のとおり取扱うこととしますので、ご承知のほどよろしくお願ひいたします。

記

- 1 児発管告示第一のロ「直接支援の業務」(2)号中「その他これらに準ずる事業」について、同号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業」に準ずる事業として、以下の①～③の事業を定める。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について（H18. 8. 1 障発第 0801002 号：H30. 4. 10 改正現在）」別紙 1 地域生活支援事業実施要綱 3 事業内容

(1) 市町村地域生活支援事業のうち

①別記 9 移動支援事業

②別記 11 任意事業のうち次のもの

・【日常生活支援】のうち

(1)福祉ホームの運営(2)訪問入浴サービス(3)生活訓練等(4)日中一時支援

・【就業・就労支援】のうち

(1)盲人ホームの運営

(2) 都道府県地域生活支援事業のうち

③別記 18 任意事業(都道府県)のうち以下のもの

・【日常生活支援】のうち(1)福祉ホームの運営

・【就業・就労支援】のうち(1)盲人ホームの運営

- 2 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日

(平成 31 年 4 月 1 日以降に児発管として勤務する者の実務経験について適用する)

(子ども発達支援係 Tel. 052-972-3187)

【参考】

児発管告示 【第一のロ「直接支援の業務」(2)】(抜粋)

障害児通所支援事業、児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第十二項に規定する事業所内保育事業、同条第十三項に規定する病児保育事業並びに同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業(以下「老人居宅介護等事業」という。)その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者